

別添 3

ボイラー等の製造時等検査の検査員の養成に係る学科研修の科目別標準時間数

1 安衛法別表第6「第1号の(一)の(1)及び(2)のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が160時間以上であるもの」(単位 時間)

区 分 科 目	ボイラー	第一種圧力容器
ボイラーの構造	20	
第一種圧力容器の構造		20
材料及び試験方法	10	10
工作及び試験方法	70	70
附属装置及び附属品	10	10
関係法令、強度計算方法及び検査基準	50	50
合 計	160	160

2 安衛法別表第6「第1号の(一)の(1)及び(2)のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が210時間以上であるもの」(単位 時間)

区 分 科 目	ボイラー	第一種圧力容器
ボイラーの構造	25	
第一種圧力容器の構造		25
材料及び試験方法	15	15
工作及び試験方法	90	90
附属装置及び附属品	15	15
関係法令、強度計算方法及び検査基準	65	65
合 計	210	210

3 本通達の別添2の1の(1)の①又は1の(2)の①の学科研修の時間が110時間以上であるもの(単位 時間)

区 分 科 目	ボイラー (別添2の1の(1) の①関係)	第一種圧力容器 (別添2の1の(2) の①関係)
材料及び試験方法	10	10
工作及び試験方法	70	70
関係法令、強度計算方法及び検査基準	30	30
合 計	110	110

4 本通達の別添2の1の(1)の⑦又は1の(2)の⑤の学科研修が95時間であるもの(単位 時間)

区 分 科 目	ボイラー (別添2の1の(1) の⑦関係)	第一種圧力容器 (別添2の1の(2) の⑤関係)
ボイラーの構造	10	
第一種圧力容器の構造		10
材料及び試験方法	5	5
工作及び試験方法	65	65
附属装置及び附属品	5	5
関係法令、強度計算方法及び検査基準	10	10
合 計	95	95

5 本通達の別添2の1の(1)の⑧又は1の(2)の⑥の学科研修の時間が80時間以上であるもの(単位 時間)

区 分 科 目	ボイラー (別添2の1の(1)の ⑧関係)	第一種圧力容器 (別添2の1の(2)の ⑥関係)
材料及び試験方法	5	5
工作及び試験方法	65	65
関係法令、強度計算方法及び検査基準	10	10
合 計	80	80

(備考)

- 1 「工作及び試験方法」には、放射線検査、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験及びひずみ測定試験に関する事項、品質管理方法が含まれること。
- 2 「附属装置及び附属品」には、自動制御装置に関する事項が含まれること。
- 3 「関係法令、強度計算及び検査基準」には、検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置、検査に係る事務処理及び検査員としての心構えが含まれること。